

労働法 UPDATE Vol.20

労働法改正 Catch Up & Remind③ ～【速報】労働安全衛生法の改正～

2025 年 6 月 4 日

弁護士 菅原 裕人

弁護士 河尻 拓之

2025 年 5 月 8 日、今国会において、[労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案](#)（以下「本改正」といいます。）が成立し、同年 5 月 14 日に公布されました。

本改正では、多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため次の措置を講じるものとして改正がなされました。

- ① 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- ② 職場のメンタルヘルス対策の推進
- ③ 化学物質による健康障害防止対策等の推進
- ④ 機械等による労働災害の防止の促進等
- ⑤ 高年齢労働者の労働災害防止の推進等

特に、①、②、⑤に関しては多くの事業者、個人事業主に影響のある内容と想定されます。

以下では、本改正の速報として、本改正の概要をご紹介します。

目次

- 1. 本改正の概要
- 2. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
 - (1) 労働安全衛生法に取り込まれる個人事業者等
 - (2) 注文者等が講ずべき措置と個人事業者等が講ずべき措置
 - (3) 個人事業者等による労働基準監督署等への申告
 - (4) 災害状況の調査個人事業
 - (5) 本改正の実務上のポイント
- 3. 職場のメンタルヘルス対策の推進
 - (1) 本改正の内容
 - (2) 本改正の実務上のポイント
- 4. 高年齢労働者の労働災害防止の推進
- 5. 本改正を踏まえた対応

1. 本改正の概要

本改正の内容は、2024 年 4 月から 2025 年 1 月にかけて労働政策審議会安全衛生分科会で議論された内容を取りまとめた 2025 年 1 月 17 日公表の「[今後の労働安全衛生対策について（建議）](#)」（以下「本建議」といいます。）に基づいています。

本建議に基づいてなされた本改正の概要は以下のとおりです。

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、 ① <u>注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せて ILO 第 155 号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。</u> ② <u>個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。</u>	2026 年 4 月 1 日 ただし、 1・①の一部は 2025 年 5 月 14 日 1・①及び 1・②の一部は 2027 年 4 月 1 日
2. 職場のメンタルヘルス対策の推進	ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている<u>労働者数 50 人未満の事業場</u>についても実施を義務とする。その際、50 人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。	公布後 3 年以内に政令で定める日（2028 年 5 月 13 日まで）
3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進	① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。 ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。 ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。	2026 年 4 月 1 日 ただし、 3・①は公布後 5 年以内に政令で定める日（2030 年 5 月 13 日まで） 3・③は 2026 年 10 月 1 日
4. 機械等による労働災害防止の促進等	① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。 ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。	2026 年 4 月 1 日 ただし、 4・②は 2026 年 1 月 1 日

5. 高年齢労働者の労働災害防止の推進	高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。	2026 年 4 月 1 日
---------------------	---	----------------

以下では、本改正のうち、多くの事業者に影響のある 1、2、5 の改正の内容について、実務上の対応も含めてご説明します。

2. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

(1) 労働安全衛生法に取り込まれる個人事業者等

労働安全衛生法は労働者を対象としていたものですが、本改正では、新たに保護対象や義務の主体となる「個人事業者」について、「事業を行う者で、労働者を使用しないもの」と定義しています（改正労働安全衛生法 31 条の 3 第 1 項）。また、中小事業の事業主や役員についても、個人事業者と類似の作業を行う実態を踏まえ、同様に保護対象や義務の主体としています。加えて、複数の事業者が同一の場所で作業を行う事業場においては、混在作業に従事する作業員の属性にかかわらず、措置の対象とする必要があるため、当該作業に従事する全ての作業員を保護対象や義務の主体として位置付けています。

(2) 注文者等が講ずべき措置と個人事業者等が講ずべき措置

詳細は割愛しますが、注文者等が講ずべき措置として、従来労働者を対象としていた措置について、個人事業者等を含む作業従事者を対象に追加すること等の改正や、個人事業者等自身が講ずべき措置として、従来労働者に義務付けられていた措置について、個人事業者等にも義務付けること等の改正がなされました。

(3) 個人事業者等による労働基準監督署等への申告

個人事業者等による労働基準監督署等への申告に関して、以下のような改正がされ、個人事業主等への強い保護がなされました。

- ① 個人事業者等を含む作業従事者は、事業場に労働安全衛生法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができること（同法 97 条 1 項）
- ② 注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこと（同法同条 3 項）

(4) 災害状況の調査個人事業

個人事業者等の業務上災害について、労働者死傷病報告の仕組みを参考にして、以下のとおり、個人事業者等の業務上災害の報告制度が定められました。

- ① 厚生労働大臣（都道府県労働局長及び労働基準監督署長）は、労働災害の防止に資する施策を推進するため、業務に起因して作業従事者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した災害の発生状況に係る情報その他の必要な事項について調査を行うことができるものとする（同法 100 条の 2 第 1 項）
- ② 厚生労働大臣（都道府県労働局長及び労働基準監督署長）は、当該調査のために必要なときは、事業を行う者及び作業従事者に対し、必要な事項を報告させることができるものとする（同法 100 条の 2 第 2 項）

(5) 本改正の実務上のポイント

本改正により、これまで保護の対象外であった個人事業者等にも保護対象が拡大されました。事業者が注文者等の立場にある場合には、既存の労働者に対してこれまで実施していた安全対策が、今回新しく保護対象となった労働者以外の人々に対しても有効といえるかを子細に確認する必要があります。また、これは安全対策の周知についても同様です。

現在の対策が改正後の規制に適合しているか点検し、適合していない場合には施行日までに適切な対応を取ることが必要です。

3. 職場のメンタルヘルス対策の推進

(1) 本改正の内容

ストレスチェック制度は、導入後、医師の面接指導の実施と相まって労働者の心理的ストレス反応の改善等に一定の効果があると評価されていますが、これまで労働者のプライバシー保護等の懸念により、50 人未満の事業場においては当分の間努力義務とされていました。その後のストレスチェック実施事業者の増加もあり、労働者のプライバシー保護については、これらの事業者を活用する等により対応可能な環境が一定程度整備されたこと等を踏まえ、本改正により、50 人未満の事業場も含む全ての事業場においてストレスチェックの実施が義務付けられることになりました（同法附則 4 条）。

ストレスチェック実施後の集団分析及び職場環境改善については事業者の努力義務とされており、本改正で義務化することが検討されましたが、大企業であっても試行錯誤しながら取り組んでいる現状があること、取組内容も多様であること等を踏まえ、現時点では事業場規模にかかわらず義務化するのは時期尚早として見送られています。

なお、小規模事業場におけるストレスチェック実施体制の整備や費用負担等を考慮し、上記の改正については、2028 年 5 月 13 日までに施行される予定です。

(2) 本改正の実務上のポイント

本改正により、これまで実施が義務付けられていなかった 50 人未満の事業場についても、ストレスチェックの実施が義務付けられることになります。50 人未満の事業場では産業医の選任義務がなく、産業医がいない事業場も多いことが想定されることから、本建議においても、50 人未満の事業場については、ストレスチェックを外部委託することが推奨されています。

ストレスチェックの拡大は 2028 年 5 月 13 日までに施行される予定ですので、厚生労働省が公表する[労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル](#)等を参考にして、ストレスチェックの実施体制を整える必要があります。

4. 高年齢労働者の労働災害防止の推進

高年齢者の労働災害の発生率が高いこと等から、高年齢労働者の労働災害防止のために、本改正では、高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とすることが明文化されることになりました（同法 62 条の 2）。この労働災害の防止では、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講じることが努力義務の内容となっていますが、具体的な措置の内容は今後公表される指針を踏まえて対応することとなります。

5. 本改正を踏まえた対応

本改正により影響の及ぶ事業者は多岐にわたります。まずは本改正の概要をご覧ください、本改正によって影響のある内容の詳細を確認の上、各施行日までに準備を行っていくことが求められます。

Authors

弁護士 菅原 裕人（三浦法律事務所 パートナー）

PROFILE：2016 年弁護士登録（第一東京弁護士会所属）。

高井・岡芹法律事務所（～2020 年 8 月）を経て、2020 年 9 月から現職（2023 年 1 月パートナー就任）。経営法曹会議会員（2020 年～）。日々の人事労務問題、就業規則等の社内規程の整備、労基署、労働局等の行政対応、労働組合への対応（団体交渉等）、紛争対応（労働審判、訴訟、労働委員会等）、企業再編に伴う人事施策、人事労務に関する研修の実施等、使用者側として人事労務に関する業務を中心に、企業法務全般を取り扱う。

なお、The Legal 500 Asia Pacific 2025 の Labour and employment: Independent local firms 部門分野の Next Generation Partners に選出され、Best Lawyers による The Best Lawyers in Japan: Ones to Watch 2026 Labor and Employment Law 部門にて受賞している。

弁護士 河尻 拓之（三浦法律事務所 アソシエイト）

PROFILE：弁護士・医師・産業医。

2005 年慶應義塾大学医学部卒業。2013 年から 2017 年までトロント総合病院にて臨床医・研究者として勤務。2022 年 12 月から現職。国内外での豊富な臨床経験を生かし、医療ヘルスケア分野の規制対応、ビジネススキーム構築、M&A 等の関連法務を取り扱う。また、国内複数企業の産業医も勤めており、メンタルヘルス不調者や有病労働者への対応等、特に労働安全衛生法分野を中心に人事労務に関する法務を取り扱う。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願いいたします。また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。